

# 平成27年第4回定例会

( 第4日 )

平成27年12月11日

平成27年第4回平川市議会定例会議事日程（第4号）平成27年12月11日（金）

午前10時00分開議

- 第1 議案第132号 平川市税条例の一部を改正する条例案  
議案第133号 平川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案  
議案第135号 平川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例案  
議案第141号 東部辺地総合整備計画の変更について  
議案第155号 蒲田地区担い手センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第144号 四ツ屋集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第145号 町居集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第146号 平川市克雪管理センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第147号 柏木町コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第148号 切明コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第154号 金屋地区多目的研修施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第156号 李平地区集落改善センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第157号 長田地区担い手センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第158号 新山地区担い手センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第159号 日沼地区コミュニティ施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第160号 八幡崎地区農業研修センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第161号 新屋町会館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第162号 尾上農村婦人の家の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第163号 猿賀公民館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第164号 東公民館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について

- 議案第 195 号 柏木東田児童公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 196 号 光城児童公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 197 号 小和森児童公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 198 号 大光寺児童公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 199 号 新屋地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 200 号 尾崎地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 201 号 原田稲元地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 202 号 町居地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 203 号 葛川地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 204 号 久吉地区農村公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 212 号 平成 27 年度平川市一般会計補正予算案（第 4 号）

- 第 2
- 議案第 136 号 平川市農業委員会委員の定数に関する条例案
  - 議案第 137 号 平川市農業委員会委員選考委員会設置条例案
  - 議案第 138 号 平川市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案
  - 議案第 142 号 市道路線の廃止について
  - 議案第 143 号 市道路線の認定について
  - 議案第 165 号 荒田農業研修センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
  - 議案第 166 号 岩館地区構造改善センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
  - 議案第 167 号 石郷多目的研修集会施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
  - 議案第 168 号 一本木コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
  - 議案第 169 号 尾崎多目的研修集会施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
  - 議案第 170 号 沖館地区産地機能増進人材養成施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について

- 議案第 171 号 唐竹多目的集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 172 号 向陽多目的研修集會施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 173 号 小和森多目的研修集會施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 174 号 三町会農業研修センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 175 号 農村振興総合整備事業コミュニティ施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 176 号 館田地区農業推進拠点施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 177 号 平賀農村婦人の家の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 178 号 苗生松多目的集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 179 号 新館集落センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 180 号 原田農業研修センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 181 号 平田森多目的集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 182 号 平賀地区農村交流活性化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 183 号 松館農業研修センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 205 号 岩館地区緑化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 206 号 杉館地区第一緑化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 207 号 杉館地区第二緑化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 208 号 館田地区緑化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 209 号 松崎地区緑化施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 210 号 平川市平賀農産物集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 211 号 平川市平賀育苗施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について

議案第 216 号 平成 27 年度平川市水道事業会計補正予算案（第 2 号）

- 第 3 議案第 134 号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第 139 号 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合同規約の変更について
- 議案第 140 号 弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 議案第 149 号 ふれあいプラザ新屋の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 150 号 ふれあいプラザ沖館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 151 号 ふれあいプラザ向陽の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 152 号 大光寺ふれあいプラザの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 153 号 ふれあいプラザ本町の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 184 号 松野地区集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 185 号 向野町会集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 186 号 井戸沢集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 187 号 大木平集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 188 号 小国コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 189 号 光城コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 190 号 大光寺コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 191 号 大坊コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 192 号 温川地区多目的集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 193 号 平成町コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 194 号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について

- 議案第 213 号 平成 27 年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案 (第 2 号)  
 議案第 214 号 平成 27 年度平川市介護保険特別会計補正予算案 (第 3 号)  
 議案第 215 号 平成 27 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案 (第 3 号)

- 第 4 閉会中における議会運営委員会の継続調査について  
 閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員 (20名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員 (0名)

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	鳴 海 和 正	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	小 山 内 功 治
経 済 部 長	齋 藤 久 世 志	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	今 英 明	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前10時00分 開議

○議長  
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。  
 ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。  
 日程第1、はじめに、総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題とします。  
 総務企画常任委員会に付託した、議案第132号、議案第133号、議案第135号、議案第141号、議案第144号から議案第148号、議案第154号から議案第164号、議案第195号から議案第204号、議案第212号の31件を一括議

○総務企画常任委員会委員長(大川登議員)

題とし、審査の経過と結果について委員長報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

12番、大川議員。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

おはようございます。

総務企画常任委員長を務めさせていただいております大川 登といたします。よろしく願いいたします。

それでは、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月3日の本会議において付託された議案審査のため、12月7日、第1委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記に有馬広訓を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案2件、施行条例案1件、補正予算案1件、その他案件27件、計31件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第132号平川市税条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、条例改正に伴う今後について質問があり、企画財政部長より、条例化される以前から納税者の相談、事情に対応しており、条例改正後もそれらに適応し、納付の促進に努めていくという旨の答弁がありました。

また、猶予制度にかかる制度内容について質問があり、収納課長より、納付の猶予と換価の猶予の二つがあり、納付の猶予については期間が1年、最長2年まで認められ、猶予金額が100万円を超える場合と、猶予期間が3カ月を超える場合は担保を要するというものであります。また、換価の猶予については、一定条件で申請を受けた場合に適用されるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号平川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正内容について質問があり、税務課長より、今回の改正は定義規定を付け加える改正であり、法人の名称や13桁の法人番号が記載されるものであるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第135号平川市行政手続における特定の個人を識別するため



の番号の利用等に関する法律施行条例案についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、新設される東部地区デイサービスセンターについて質問があり、企画財政部長より、積雪寒冷地であることを考慮し、かつ高齢化が進む地域の特性や利用者の要望に十分応えるものとして、一定の広さを持つ施設を建設するという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第212号平成27年度平川市一般会計補正予算案（第4号）を議題といたしました。

これに対し委員より、ふるさと納税に関する歳入歳出の算出方法について質問があり、総務部長より、ふるさと納税の歳出については見込みで計上し、歳入については実績で計上しているという旨の答弁がありました。

また、人事評価制度の導入とその効果についての質問があり、総務部長より、法律により来年度から人事評価制度を導入しなければならなくなったことと、制度の導入により職員の意識を高める効果がある旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第144号から議案第148号、議案第154号から議案第164号、議案第195号から議案第204号、計26件を一括議題といたしました。

これに対し委員より、指定管理施設の現状と将来について質問があり、総務部長より、昨年度に各町会施設の基準を一律で改め、それに基づき来年度より改築していくことと、管理体制については従来通りとする旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、26件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が総務企画常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果であります。

平成27年12月11日、総務企画常任委員会委員長、大川 登。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

議案第132号平川市税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

17番、齋藤律子議員。

○議長

- 17番  
（齋藤律子議員） 委員長報告の中で、質疑、応答をえてということですが、経過を言うのなら経てというか、その漢字はどのようになっているのでしょうか。
- 議長 12番、大川議員どうぞ。
- 12番  
（大川 登議員） どこの話ですか……
- 議長 経過の経。へて、失礼しました。
- 議長 よろしいでしょうか、17番。
- 議長 そのほか質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
- 議長 これより、討論を行います。討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
- 議長 議案第132号平川市税条例の一部を改正する条例案について採決します。
- 議長 委員長報告は原案可決です。
- 議長 本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
- 議長 よって議案第132号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議長 議案第133号平川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題とします。
- 議長 委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
- 議長 これより、討論を行います。討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
- 議長 議案第133号平川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について採決します。
- 議長 委員長報告は原案可決です。
- 議長 本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議あり」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。
- 議長 本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- （賛成者起立）
- 議長 起立多数です。
- 議長 よって議案第133号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議長 議案第135号平川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例案を議題とします。
- 議長 委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
討論を終わります。  
議案第135号平川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例案について採決します。  
委員長報告は原案可決です。  
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議あり」と呼ぶ者あり)  
異議がありますので、この採決は起立により採決します。  
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)
- 議長  
起立多数です。  
よって議案第135号は、委員長報告のとおり可決されました。  
議案第141号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。  
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
討論を終わります。  
議案第141号東部辺地総合整備計画の変更について採決します。  
委員長報告は原案可決です。  
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)  
異議なしと認めます。  
よって議案第141号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次の議案は、20番、齋藤英仁議員に利害関係のある事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、齋藤英仁議員の退席を求めます。  
(20番、齋藤英仁議員退席)
- 議長  
議案第155号蒲田地区担い手センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。  
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
討論を終わります。  
議案第155号蒲田地区担い手センターの指定管理者の指定及び指定管理

者の管理の期間について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

○議長

よって議案第155号は、委員長報告のとおり可決されました。

20番、齋藤英仁議員の入場を求めます。

(20番、齋藤英仁議員入場)

○議長

次に、議案第144号から議案第148号、議案第154号、議案第156号から議案第164号、議案第195号から議案第204号の合計25件は、指定管理者に関する議案でございますので、一括議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を述べてから発言をお願いいたします。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論のある方は、議案番号を述べてから討論を行ってくださいますようお願いいたします。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、議案第144号から議案第148号、議案第154号、議案第156号から議案第164号、議案第195号から議案第204号の合計25件を一括採決します。

委員長報告は25件とも原案可決です。

25件を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって25件は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第211号平成……失礼しました。

議案第212号平成27年度平川市一般会計補正予算案(第4号)を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第212号平成27年度平川市一般会計補正予算案(第4号)について

○議長

採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって議案第212号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、次に建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

建設経済常任委員会に付託した議案第136号から議案第138号、議案第142号から議案第143号、議案第165号から議案第183号、議案第205号から議案第211号、議案第216号の32件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長登壇願います。

13番、小野議員、お願いします。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長(小野敬子議員)

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月3日の本会議において付託された議案審査のため、12月7日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には船水靖彦を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例案3件、補正予算案1件、その他案件28件、計32件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第136号平川市農業委員会委員の定数に関する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第137号平川市農業委員会委員選考委員会設置条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号平川市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、農地利用最適化推進委員の決定方法について質問があり、農業委員会事務局長より、農地利用最適化推進委員は農業委員会が推薦することになり、その募集にあたっては区域を指定して募集をすることとなる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可

決すべきものと決しました。

次に、議案第142号市道路線の廃止についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第143号市道路線の認定についてを議題といたしました。

これに対し委員より、路線の延長が長くなった理由についての質問があり、建設部長より、宅地化されたことによる道路の延伸である旨の答弁がありました。また、委員より、延長部分は市が買い求めたのかとの質問があり、建設部長より、新設分の道路等については市に寄附されたものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第216号平成27年度平川市水道事業会計補正予算案(第2号)を議題といたしました。

これに対し委員より、消火栓移設の理由についての質問があり、水道部長より、現在、消火栓が設置されている土地の所有者が、建物を建てたいが支障となるため官地へ移設するものである旨の答弁がありました。また、委員より、キャッシュフローの内容についての質問があり、水道部長より、法律改正に伴い通常の会計の損益計算書や貸借対照表と合わせて、現金の流れも明記しているものである旨の答弁がありました。さらに、委員より、純利益の積立についての質問があり、水道部長より、現在は減債積立金で借金に充てているが、償還がなくなったときは建設改良の積立金になる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第165号から議案第183号、議案第205号から議案第211号の計26件を一括議題といたしました。

これに対し委員より、議案第210号の平賀農産物集出荷貯蔵施設の概要についての質問があり、経済部長より、取り扱っている農作物及び26年度の取扱数量は、ミニトマト364.2トン、トマト109.5トン、露地ねぎ40.2トンである旨の答弁がありました。また、委員より、施設利用料についての質問があり、経済部長より、指定管理者の津軽みらい農協で料金設定をしている旨の答弁がありました。

さらに、委員より、集会施設の担当課についての質問があり、経済部長より、農林課の事業で建てたものは農林課が担当となっており、従来から機構改革や事務事業の見直しの際に話題にはなるが、なかなか進まず現在に至っている旨の答弁がありました。さらに、委員より、集会施設の管理は管財課に任せたほうがよいのではということについてと、この議案書では集会施設の築年数がわからないということについての質問があり、副市長より、公の施設の指定管理については各課にまたがっ

ているため、機構改革を検討する場において引き続き検討させてもらう旨、また、議員説明会等で築年数を資料に盛り込めるかどうかを検討させてもらう旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、26件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が、建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成27年12月11日、建設経済常任委員会委員長、小野敬子。

すいません、先ほどの報告書の中で副市長の答弁の時に、公（こう）の施設と私が読んでしましまして、公（おおやけ）の施設と訂正いたします。すいませんでした。以上報告を終わります。

（建設経済常任委員会委員長降壇）

○議長

建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第136号平川市農業委員会委員の定数に関する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は、自席でお願いいたします。

17番、齋藤律子議員。

○17番

（齋藤律子議員）

議案第136号平川市農業委員会委員の定数に関する条例案に対し反対をします。

これまで優良農地を守り、地域農業発展のため貢献をしてきた農業委員会、農業委員に対して、また、地域農業に対しても横暴極まりない国の改革です。そのために反対をいたします。討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」、「省略」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第136号平川市農業委員会委員の定数に関する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立多数です。

よって議案第136号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第137号平川市農業委員会委員選考委員会設置条例案を議題とし

ます。

- 議長 委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。  
議案第137号平川市農業委員会委員選考委員会設置条例案について採決します。  
委員長報告は原案可決です。  
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議あり」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。  
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）
- 議長 起立多数です。  
よって議案第137号は、委員長報告のとおり可決されました。  
議案第138号平川市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案を議題とします。  
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。  
議案第138号平川市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案について採決します。  
委員長報告は原案可決です。  
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議あり」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。  
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）
- 議長 起立多数です。  
よって議案第138号は、委員長報告のとおり可決されました。  
（「議長、18番」と呼ぶ者あり）
- 議長 18番、田中議員。
- 18番（田中友彦議員） はい、18番、田中です。  
先ほどから起立により採決しておりますけども、私、後ろにいるからわかるんですけども、監査委員やっている方が全部反対という、監査委



員というものは、市長が選任して我々が認定したものですから、市長提案に対して監査委員が反対しているというのは、私、20年間議員やってきましたけども初めてでございます。

監査委員やっている以上は、この反対の表明するのはやっぱり……この可決はしてますけども、監査委員としてのこれから農業委員会を監査しなければならない立場の方が、不公平な監査の立場になっていくと思いますよ。これでいいのかどうか、私はちょっとわかりませんが、やっぱり平等に監査するのであれば、今回の提案に対しても反対すべきではないと。そう思うんですけども、どういうものですかね。

○議長

暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番。

○15番

いまの件については、議運を開催して協議してください。

(工藤竹雄議員)

○議長

それでは……

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長

はい、18番。

○18番

議運の私が委員長ですので、私の発言に対して議運を開くのであれば、私は出られませんので、副委員長が議運の委員長としてやらして下さるようお願いいたします。

(田中友彦議員)

○議長

はい、ただちに議会運営委員会を開きます。副議運の委員長が会議を取り仕切ってください。ただちに議長室へお集まりください。

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前11時17分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会副委員長に会議の経過と結果を報告していただきます。副委員長、自席でお願いいたします。

○議会運営委員会  
副委員長(福士  
稔議員)

それでは、先ほどの件につきまして、委員長の代理を務めさせていただきました副委員長の福士でございます。

先ほど、議長より緊急に招集されました田中議員の発言に対して、協議をした経過と結果を御報告いたします。

まず、田中委員長を除き、議会運営委員で協議をいたしました。監査委員の立場が、議員の立場を制約するのではないとの結論となりました。

たが、田中議員本人の発言の真意を問うたところ、監査委員として公正な立場が必要であることから、この件に関しては問題提起のためにも発言をしたとのことであり、再度、議会運営委員会で協議したところ、本人の意向を尊重し、発言の撤回等は求めない協議結果となりました旨を御報告いたします。

また、議会運営委員会の中身の話し合いのことですが、議場に入れば議員であるとの結論もあります。いろいろなお話がございましたけれど、今後の監査委員のあり方を再協議し、議会を通して今後報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長

御苦勞様でした。

議案第142号市道路線の廃止についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第142号市道路線の廃止について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第142号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第143号市道路線の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第143号市道路線の認定について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第143号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第165号から議案第183号、議案第205号から議案第211号の合計26件は、指定管理者に関する議案でございますので、一括議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。

- 質疑のある方は、議案番号を述べてから発言をお願いいたします。  
御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。  
これより、討論を行います。  
討論のある方は、議案番号を述べてから討論を行ってくださるようお願いいたします。  
討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。  
それでは、議案第165号から議案第183号、議案第205号から議案第211号の合計26件を一括採決します。  
委員長報告は26件とも原案可決です。  
26件を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。  
よって 26件は、委員長報告のとおり可決されました。  
議案第216号平成27年度平川市水道事業会計補正予算案（第2号）を議題とします。  
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。  
議案第216号平成27年度平川市水道事業会計補正予算案（第2号）について採決します。  
委員長報告は原案可決です。  
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。  
よって議案第216号は、委員長報告のとおり可決されました。  
日程第3、次に、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。  
教育民生常任委員会に付託した、議案第134号、議案第139号、議案第140号、議案第149号から議案第153号、議案第184号から議案第194号、議案第213号から議案第215号の22件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長報告を求めます。  
教育民生常任委員会委員長登壇願います。  
20番、齋藤議員。

○教育民生常任委員会委員長(齋藤英仁議員)

(教育民生常任委員会委員長登壇)

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月3日の本会議において付託された議案審査のため、12月7日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には佐々木 完を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、一部事務組合の事務及び規約の変更案1件、一部事務組合の事務の変更に伴う財産処分1件、補正予算案3件、指定管理者の指定等16件、計22件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略をいたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第134号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、今回の条例改正の概要についての質問があり、健康福祉部長より、今回の条例改正は申請書に記載すべき事項に番号法による個人番号を追加し、それに加え第11条第2項第1号と第12条第3項第1号の内容が同一のものであるにもかかわらず、異なる表現がなされていたため、字句を整理するものである旨の答弁がありました。

また、介護保険料や国民健康保険税の納付書と個人番号との関連性について質問があり、市民生活部長より、介護保険料と国民健康保険税の納付書に個人番号が記載されるわけではないため、いまのところ関連性はない旨の答弁がありました。

そのほか、高齢者の方の個人番号の管理方法についての質問があり、市民生活部長より、番号の管理は本人に責任を持って管理していただくとともに、行政側も厳重に管理していく旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は挙手採決の結果、賛成者多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第139号黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合規約の変更についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第213号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決

しました。

次に、議案第214号平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第3号）を議題といたしました。

これに対し委員より、介護予防施策事業費の増額と任意事業費の減額について質問があり、健康福祉部長より、これまで任意事業費で実施していた事業が、国の要綱改正により介護予防施策事業費での事業に変わったため、予算的に移行したものである旨の答弁がありました。

また、当市における介護認定に要する期間について質問があり、健康福祉部長より、認定調査員が昨年度に比べ1名減となったため、認定に影響が出ている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第215号平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第3号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第149号から議案第153号、議案第184号から議案第194号、計16件を一括議題といたしました。

これに対し委員より、各施設の概要と指定期間についての質問があり、教育委員会事務局長より、住民の多目的コミュニティ活動を維持、推進するための施設であり、指定期間は以前から5年であること、健康福祉部長より、高齢者等の福祉の増進と介護予防を図るための施設であり、指定期間は以前から5年である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、16件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

十二分に皆様方の御慎重なる御審議をお願いし、特段の委員会に対する御配慮をよろしく願いをいたしまして説明といたします。

平成27年12月11日、教育民生常任委員会委員長、齋藤英仁。

（教育民生常任委員会委員長降壇）

○議長

教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第134号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 討論を終わります。  
議案第134号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案について採決  
します。  
委員長報告は原案可決です。  
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議あり」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。  
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）
- 議長 起立多数です。  
よって議案第134号は、委員長報告のとおり可決されました。  
議案第139号黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒  
石地区清掃施設組合同規約の変更についてを議題とします。  
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。  
議案第139号黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒  
石地区清掃施設組合同規約の変更について採決します。  
委員長報告は原案可決です。  
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。  
よって議案第139号は、委員長報告のとおり可決されました。  
議案第140号弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更に  
伴う財産処分についてを議題とします。  
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。  
議案第140号弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更に  
伴う財産処分について採決します。  
委員長報告は原案可決です。  
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。

- よって議案第140号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 次に、議案第149号から議案第153号、議案第184号から議案第194号の合計16件は、指定管理者に関する議案でございますので、一括議題とします。
- 委員長報告に対する質疑に入ります。
- 質疑のある方は、議案番号を述べてから発言をお願いいたします。
- 御質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
- これより、討論を行います。
- 討論のある方は、議案番号を述べてから討論を行ってくださるようお願いいたします。
- 討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
- それでは、議案第149号から議案第153号、議案第184号から議案第194号の合計16件を一括採決します。
- 委員長報告は16件とも原案可決です。
- 16件を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
- よって16件は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議案第213号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）を議題とします。
- 委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
- これより、討論を行います。討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
- 議案第213号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）について採決します。
- 委員長報告は原案可決です。
- 本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
- よって議案第213号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議案第214号平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第3号）を議題とします。
- 委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
討論を終わります。  
議案第214号平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第3号)について採決します。  
委員長報告は原案可決です。  
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)  
異議なしと認めます。  
よって議案第214号は、委員長報告のとおり可決されました。  
議案第215号平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案(第3号)を議題とします。  
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
討論を終わります。  
議案第215号平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案(第3号)について採決します。  
委員長報告は原案可決です。  
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)  
異議なしと認めます。  
よって議案第215号は、委員長報告のとおり可決されました。  
日程第4、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題とします。  
はじめに議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。  
また、各常任委員長より、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。  
お諮りします。  
申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)  
異議なしと認めます。  
よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。



なお、各常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。

以上で、本定例会に……

(「18番」、「はい」と呼ぶ者あり)

○議長

18番、田中議員。

○18番

18番、田中です。

(田中友彦議員)

ええと、閉会前に言わなければならないことですが、今回議員研修が1月に予定されていますので、いまの議会にかけなくてよろしいんですか。議長許可でやるんですか。

○議長

いまの研修は、各常任委員会の研修となっておりますので、議会に諮らなくてもいいと思っておりますけれども。

はい、田中議員。

○18番

あの議員が派遣する時は、必ずいままでですとかけて、議長の許可で、どっちでやるんですかねと思って。

(田中友彦議員)

○議長

常任委員会の研修が三つ一緒にやるということで、常任委員会の研修となりますので、議長の権限でいいかとは思いますが。よろしいですか。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成27年第4回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時43分 閉議及び閉会